

仙台市農業委員会第 80 回総会議事録

○ 開催日時 令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 28 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 0 人

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分

(5) 第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）

(6) 第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

5 協 議

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

6 報 告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出について

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(5) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(6) 農業用施設に供する 2 アール未満の農地転用届出にについて

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 令和 6 年度第 3 回企画検討委員会会議報告

① 新規就農者との意見交換会開催報告

② J A 仙台青年部との意見交換会開催報告

(9) 令和 6 年度農地の無断転用案件に対する通知について（案）

(10)農地利用最適化交付金を活用した農業委員等の報酬増額について

7 その他

- (1)会長等報告
- (2)農地利用意向調査未回答者への戸別訪問について
- (3)タブレットの運用について
- (4)事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
副主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：副主幹	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第80回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。</p>	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：副主幹	<p>ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。</p>	
議 長 (赤間会長)	<p>本日は、全員出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	<p>次に、議事録署名委員については、13番 庄子みゆき 委員、14番 鈴木可和 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>	
議 長	<p>議案に入ります。 第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、11月20日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に大泉委員長から調査の結果を報告願ひします。</p>	

大泉第一調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、高橋孝夫推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が7件、贈与による規模拡大が1件、贈与による農業承継が1件、賃貸借による規模拡大が1件、使用貸借による新規就農が1件の合計11件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を齋藤清太委員から、番号3番から5番を柴田市郎委員から、番号6番から8番を庄子みゆき委員から、番号9番から11番を三浦彰芳委員からします。番号5番と6番は、口頭報告をします。

（書面報告）

（10番齋藤清太委員報告）

番号1番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、家族3人で21aの農地を耕作しています。11月12日に佐藤光農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で254aの農地を耕作しております。11月13日に渡邊健司農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（12番柴田市郎委員報告）

番号3番と4番は、譲受人が共通するため、一括して報告します。売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、耕うん機1台を所有し、構成員1人、常時雇用3人で、35aの農地を耕作しております。今後、常時雇用を2人増員する予定です。11月12日に庄子智史農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

柴田市郎委員
（12番）

番号5番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈は作業委託により、家族2人で97aの

農地を耕作しております。11月10日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

庄子みゆき委員
(13番)

番号6番は、使用貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人はこれまで、祖母の農地や作業委託により数年間稲作に従事した経験を活かし、今回農地を使用貸借して、新規就農するものです。トラクター1台・田植機1台・収穫機1台は、祖母から借り受け、174aの農地に水稻を栽培する計画です。11月13日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(13番庄子みゆき委員報告)

番号7番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で1,073aの農地を耕作しています。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。11月10日に堀芳雄農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、賃貸借により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で55aの農地を耕作しております。11月13日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(19番三浦彰芳委員報告)

番号9番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で152aの農地を耕作しています。11月12日に笹羅良輔農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈は作業委託により、家族3人で30aの農地を耕作しています。なお、申請地には利用権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。11月16日に遠藤源次郎農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、売買により規模拡大をするものです。令和6年3月5日開催のあっせん会においてあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター5台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族4人で5aの農地を耕作しています。また、農地所有適格法人の構成員兼役員として、当該法人に303aの農地を出資しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。11月18日に庄子善一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

阿部康幸委員
(4番)

番号1番ですが、贈与による農業継承ということですが、甥から叔父に対しての贈与となっています。過去には子から親への贈与という案件もあり、贈与に関しては面積要件も撤廃されましたので、面積の問題は無く贈与できるのでしょうか。「親から子へ」上から下の代へというのが農業承継の基本だと思うのですが、何か事情があるのでしょうか。

事務局農地係長

元々土地を持っていた本家に戻すということで、聞いておりました。そのため、今回は下の世代から上の世代、甥から叔父に、という関係性になっています。

阿部康幸委員
(4番)

分かりました。

次に番号11番ですが、今年の3月にあっせん会で売却することが決まった農地ですが、今回の農地法第3条申請が出されるまで随分期間がかかっています。何か事情があったのでしょうか。

事務局農地係長	<p>対象の土地は農地中間管理機構の賃貸借がなされていましたが、所有者が貸していた相手になかなか連絡が取れず、解約の手続きをすることができませんでした。ようやく連絡が取れ、解約の手続きをすることができたので、今回農地法第3条申請をすることができたものです。あっせんで売却したいという申出者には、土地の借り手にその旨を事前に伝えておいて欲しい、とご説明するようにしていきます。</p>
議 長	<p>他に何かございますか。</p>
	<p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。</p>
	<p>(午後1時47分)</p>
議 長	<p>次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。</p>
	<p>大泉委員長から調査の結果を報告願います。</p>
大泉第一調査委員会委員長	<p>第2号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員の4名で行いました。今回の申請は、倉庫に転用するものが1件、通路に転用するものが1件、農家住宅に転用するものが1件の合計3件です。調査の結果報告は、番号1番を相原元浩委員から、番号2番と3番を郷古雅春委員からします。番号3番は、口頭報告をします。</p>
	<p>(書面報告) (3番相原元浩委員報告)</p> <p>番号1番は、倉庫に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑363㎡のうち132㎡を転用し、資材倉庫に46㎡、通路等に86㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可</p>

要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(9番郷古雅春委員報告)

番号2番は、通路に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田畑353㎡のうち54.49㎡を転用し、隣接する住宅建築に伴う通路に52.14㎡、道路後退用地に2.35㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資証明書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(9番)

番号3番は、農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。申請は、畑781㎡を転用し、農家住宅に116.01㎡、駐車場に111㎡、通路等に553.99㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金及び借入金であり、預金通帳の写し及び親族の預金通帳の写しが提出されております。また、仙台農業振興地域整備計画における農用地区域から除外された旨の通知が令和5年10月24日付で出ております。第1種農地は原則農地転用できませんが、集落に接続して設置される農家住宅であることから、不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時50分)</p>
議 長	<p>次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。</p> <p>大泉委員長から調査の結果を報告願います。</p>
大泉第一調査 委員会委員長	<p>第3号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件です。</p> <p>調査の結果は、高山真里子委員から口頭報告します。</p>
高山真里子委員 (16番)	<p>第3号議案は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、宗教法人が田1,857㎡を転用し、資材置場に816㎡、通路等に733㎡、保護法面に308㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額金融機関からの融資であり、金融機関の審査結果が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>
議 長	<p>第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p>
小野寺潔委員 (6番)	<p>番号8番で、社殿から少し距離も離れており、またある程度の面積でもありますので、新規で資材置場にするのか、代替としての転用なのか、どのような使い方をされるかお聞きしたいです。</p>
高山真里子委員 (16番)	<p>社殿から離れた場所にありますが、以前、石や木材等を置いていた土地が今回の対象地の隣にあり、さらに資材置場として拡張したいので、その隣の土地を今回譲り受けたそうです。</p> <p>また、面積については、祭の際に神木として使用する木を何年か水に浸して保管したり、石を置いておくために必要な面積だそうです。</p>
小野寺潔委員 (6番)	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>他に何かございますか。</p>

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時54分)

議 長

次に、第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について を上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、建築条件付宅地に転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが1件です。調査の結果は、松原菊男委員から口頭報告します。

松原菊男委員
(18番)

第4号議案は、売買により建築条件付宅地で許可を受けていましたが、施設面積内訳及び事業者を変更するため、事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。建築条件付宅地の目的で令和4年11月29日付けで農地法第5条許可を受け、分筆及び所有権移転登記、地目変更登記を行いました。その後資金面の問題から建築条件付宅地の事業実施ができなくなったことから、新たな不動産業者が事業承継し、建築条件付宅地の事業を実施する事業計画に変更するものです。変更後の申請は、田 2,950 m² (実測 2,950.57 m²) を転用し、建築条件付き宅地 (10 区画) に 1,959.91 m²、通路等に 990.66 m² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であること及び国の建築条件付き売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領の要件を満たしていることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、建築条件付き宅地としての事業実施ができなくなり事業承継者へ既に売却していることに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定については、承認と決定いたします。

(午後2時19分)

議 長

次に、第5号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）を上程いたします。

第5号議案については、鈴木可和委員と柴田市郎委員関連と高橋勝彦委員の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

5ページから13ページをご覧ください。

第5号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）は、令和6年12月6日仙台市公告予定分です。一括方式は集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で128件、690,960.43㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議 長

128件のうち、議事参与の制限に係る案件3件から審議します。

最初に、番号63番を審議することにします。鈴木可和委員の案件でありますので、鈴木可和委員は退席していただきます。

(鈴木可和委員退席)

議 長

番号63番について、ご質問・ご意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がなければ採決します。
番号63番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案 農用地利用集積計画の決定につい

て（農地中間管理事業）（一括方式）の番号 63 番については、原案のとおり決定します。番号 63 番が終了しましたので、鈴木可和委員は入室してください。

（鈴木可和委員入室）

議 長

次に、番号 74 番を審議することになります。柴田市郎委員関連の案件でありますので、柴田市郎委員は退席していただきます。

（柴田市郎委員退席）

議 長

番号 74 番について、ご質問・ご意見等はございませんか。

（質問、意見等なし）

議 長

質問等がなければ採決します。
番号 74 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）の番号 74 番については、原案のとおり決定します。番号 74 番が終了しましたので、柴田市郎委員は入室してください。

（柴田市郎委員入室）

議 長

次に、番号 121 番を審議することになります。高橋勝彦委員の案件でありますので、高橋勝彦委員は退席していただきます。

（高橋勝彦委員退席）

議 長

番号 121 番について、ご質問・ご意見等はございませんか。

（質問、意見等なし）

議 長

質問等がなければ採決します。
番号 121 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって 第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）の番号 121 番については、原案のとおり決定

します。番号 121 番が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。

(高橋勝彦委員入室)

議 長

次に、議事参与の制限以外の残り 125 件について審議することになります。ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。125 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)の 125 件は、原案のとおり決定します。

(午後 2 時 26 分)

議 長

次に、第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の 14 ページから 16 ページをご覧ください。

第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について確認を求められているものです。従来の中間管理事業の配分計画になるもので、今回は耕作者を変更し、再配分をするものです。令和 6 年 12 月 24 日宮城県公告予定分です。総数で 2 件、5,029 m²です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしているものです。

議 長

第 6 号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

意見がなければ採決します。

農用地利用集積等促進計画(案)については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。第 6 号議案農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見

について、促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることといたします。

(午後2時30分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1)「地域計画策定に係る目標地区の素案の提出について」を、事務局から説明願います。

事務局農地係長

— 協議 —

(1)「地域計画策定に係る目標地区の素案の提出について」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議・意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1)「地域計画策定に係る目標地区の素案の提出について」は、承認といたします。

(午後2時34分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事（現状変更）届出については、調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

農地改良工事（現状変更）届出について、調査の結果を報告いたします。届出は、1件ありました。届出地は、市街化調整区域の農振農用地です。田から畑にするため、田 9,173 m²を均一にならし1枚の畑にするもので、農地改良工事後はピーカンナッツを栽培する計画です。外部から土を搬入しない計画で、敷地の周囲を土側溝で囲うことから、隣接地への影響はないと判断しました。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。工事期間は、令和6年12月4日から令和7年1月10日までの約1ヶ月です。10月8日に熊谷幸夫農業委員及び永野真農地利用最適化推進委員が現地調査をしております。関係書類は整備されており、詳細については別添報告書の記載のとおりです。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

高橋勝彦委員
(番号16番)

外部から土を搬入しないで、周囲を土側溝で囲うということですけど、掘った溝に水が溜まったりしないよう、排水がちゃんとできる地形なのでしょうか。

熊谷幸夫委員
(番号8番)

元々は田んぼで東西に長い土地で、土地の横に道路があり、排水場所はその逆側にありますが、排水対策用としてパイプを繋ぐと聞いております。

高橋勝彦委員 (番号 16 番)	分かりました。
熊谷幸夫委員 (番号 8 番)	これは参考の話ですが、今回の事業の一番の目的として、障害者の方の仕事を 作るという目的があるようでした。
議 長	他になにかございますか。
	(意見等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から(7) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 3 ページに記載のとおり 12 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、4 ページから 6 ページに記載のとおり 12 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(4) 農地法第 3 条の 3 の規定 (相続等) による届出については、7 ページから 8 ページに記載のとおり 10 件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(5) 農地法第 18 条第 6 項の規定 (合意解約) については、9 ページに記載のとおり 2 件ありました。(6) 農業用施設に供する 2 アール未満の農地転用届出については、10 ページに記載のとおり 1 件ありました。(7) 売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が 4 件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	報告事項(2)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(8) 「令和 6 年度第 3 回企画検討委員会会議報告」について を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部企画検討 委員会委員長	<p>— 報告 —</p> <p>(8) 令和 6 年度第 3 回企画検討委員会会議報告</p> <p>① 新規就農者との意見交換会開催報告</p>

② J A仙台青年部との意見交換会開催報告

議 長

報告事項(8)について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(9)「令和6年農地の無断転用案件に対する通知について(案)」についてを、事務局から報告願います。

事務局農地係長

— 報告 —

(9)「令和6年農地の無断転用案件に対する通知について(案)」

議 長

報告事項(9)について、ご質問等はありませんか。

嶺岸会長職務
代理者

12月の区域活動等で対象地の見回りをして欲しいとのことですが、1月の通知発送後は、我々委員としてはどう対応したらよいでしょうか。

事務局農地係長

通知文面には「不明な点がありましたら、事務局までご連絡ください」ですとか、「今後の意向などを把握したいので、事務局までご連絡ください」と記載していただきましたので、基本は事務局で指導など対応はさせていただきます。ただ、その中で協力をお願いしたいことがあるかもしれませんし、もし、所有者の方と直接お話できる機会などがありましたら、無理やりでなくて結構ですので、改善に努めてくださいというお願いをしていただければと思います。

嶺岸会長職務
代理者

分かりました。

議 長

他に何かございますか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(10)「農地利用最適化交付金を活用した農業委員等の報酬増額について」を、事務局から報告願います。

事務局長

— 報告 —

(10)「農地利用最適化交付金を活用した農業委員等の報酬増額について」

議 長

報告事項(10)について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長	<p>質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 0 5 分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。</p> <p>(1) 会長等報告は、私 (赤間 敬 会長) と嶺岸若夫会長職務代理者からいたします。<u>資料6</u>をご覧ください。</p>
会 長 会長職務代理者	<p>— その他 —</p> <p>(1) 「会長等報告」</p>
議 長	<p>ご質問等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に (2) 「農地利用意向調査未回答者への戸別訪問について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局農地係長	<p>— その他 —</p> <p>(2) 「農地利用意向調査未回答者への戸別訪問について」</p>
議 長	<p>ご質問等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に (3) 「タブレットの運用について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局長	<p>— その他 —</p> <p>(3) 「タブレットの運用について」</p>
議 長	<p>ご質問等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に (3) 「事務局からの連絡事項」を、説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— その他 —</p> <p>(3) 「事務局からの連絡事項について」</p>

- 1 令和6年度「女性の農業委員会会長・会長職務代理者研修会」の動画掲載のご案内
- 2 地区別農業委員・推進委員紹介チラシ（1人5枚ずつ配布）
- 3 令和6年12月～令和7年1月の予定表
- 4 農業委員会手帳

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。
他に何かございますか。
なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：副主幹

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第80回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時28分)